



2021年4月13日

各 位

会社名 東宝株式会社
代表者名 代表取締役社長 島谷能成
(コード番号 9602 東証第1部、福岡)
問合せ先 取締役副社長 太古伸幸
(TEL. 03 - 3591 - 1214)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年4月13日開催の取締役会において、2021年5月27日開催予定の第132回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の監督機能を強化し、執行役員制度を導入いたします。また、不動産事業の多様化に対応するため、事業目的を追加いたします。これらに関連する事項について変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年5月27日

定款変更の効力発生日 2021年5月27日

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

改定前	改定案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>〔目的〕 第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。 (1)～(6) (条文省略) (新 設) (新 設)</p> <p>(7)～(1.6) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>〔目的〕 第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。 (1)～(6) (現行どおり) (7)不動産特定共同事業法に基づく事業 (8)特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理 (9)～(1.8) (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>〔取締役の員数〕 第19条 当社の取締役は2.3名以内とする。 2 (条文省略)</p> <p>〔代表取締役、役付取締役及び相談役、顧問〕 第22条 (条文省略) 2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u> 3 (条文省略)</p> <p>第23条～第31条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会及び執行役員</p> <p>〔取締役の員数〕 第19条 当社の取締役は2.0名以内とする。 2 (現行どおり)</p> <p>〔代表取締役、役付取締役及び相談役、顧問〕 第22条 2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。 3 (現行どおり)</p> <p>第23条～第31条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第32条～第35条 (条文省略)</p>	<p>〔執行役員〕 第32条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任することができる。</u> <u>2 執行役員は、取締役会の監督の下で、当社の職務を執行する責任と権限を有する。</u> <u>3 執行役員は、取締役を兼務することができる。</u> <u>4 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から、会長執行役員、社長執行役員各1名、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、及び上席執行役員各若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">5章 監査等委員会</p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p>

第6章 会計監査人 第 <u>36</u> 条~第 <u>38</u> 条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第 <u>37</u> 条~第 <u>39</u> 条 (現行どおり)
第7章 計 算 第 <u>39</u> 条~第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第7章 計 算 第 <u>40</u> 条~第 <u>42</u> 条 (現行どおり)

以上